

① 転勤(特別徴収継続)
の記載例

給与支払報告
特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿		(特別徴収義務者)	所在地	〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号																※	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			決定通知書(特別徴収義務者用)に記載された番号 ※市町村によって異なります
令和 年 月 日提出			氏名	多賀城あやめ株式会社																特別徴収義務者 指 定 番 号	86123456			
			個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	給与所得者の 個 人 番 号	12345678						
			個人番号又は法人番号																給与所得者の 氏 名 並 び に 電 話 番 号	総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)				

給 与 所 得 者	フリガナ	タガジョウ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の 徴収方法
	氏 名	多賀城 太郎 (新姓)	284,000 円	6 10 月分 月分まで	165,900 円	〇〇 年 10 月 17 日	1. 退職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. 会社解散 7. そ の 他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (残額を異動者から 全額徴収する) 3. 普通徴収 (残額を異動者本人 が納入する)
	生年月日	S 45 年 1 月 2 日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。)						
	旧 住 所	多賀城市八幡9丁目1番1号 (給与の支払を受けなくなった後の住所)						
	現 住 所	同上		118,900 円				

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新 し い 勤 務 先	所在地	〒 985-0892 多賀城市浮島7丁目1番1号																特別徴収義務者 指 定 番 号	30098765			新しい勤務先へは、月割額 23,700 円を 11 月分(12 月 10 日納期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 特別徴収用 の 納 入 書 要 ・ 不要
	フリガナ	ウキシマフラワー																受 給 者 番 号				
	名称又は氏名	株式会社 浮島フラワー																給 与 者 の 係、 氏 名 並 び に 電 話 番 号	人事部人事課 浮島 南子 (電話番号 022 - 368 - 4414)			
	個人番号又は法人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	4								

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理 由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため(月 日申出)																給与または退職手当等の 支払予定年月日	一括徴収した額	異動事由
	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため (1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)																年 月		

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理 由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため																異動事由
	2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため																
	死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。 相続人代表の 住所: 氏名:																

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1370

◆ 納税義務者の転勤、転職等により新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合には、特別徴収を継続することができます。この場合、従前の特別徴収義務者は、事前に転勤先等の事業所と連絡を取り、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に新しい勤務先の名称、所在地、連絡先等を記入してください。

②退職(一括徴収)の記載例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿		(特別徴収義務者)	所在地	〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号															※		1. 現年度 2. 新年度 3. 前年度			決定通知書(特別徴収義務者用)に記載された番号 ※市町村によって異なります
令和 年 月 日提出			氏名	多賀城あやめ株式会社															特別徴収義務者 指定番号	86123456				
			個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	宛番号	12345678						
																			給与所得者の 個人番号					
																		連絡者の係、氏名並びに電話番号	総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)					

給与所得者	フリガナ	タガジョウ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の 徴収方法
	氏名	多賀城 太郎		284,000	6 月分 10 月分 から まで	165,900			
	生年月日	S 45 年 1 月 2 日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。)							
	旧住所	多賀城市八幡9丁目1番1号 (給与の支払を受けなくなった後の住所)							
現住所	同上								

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地	〒															特別徴収義務者 指定番号			
	フリガナ																受給者番号			
	名称又は氏名																連絡者の係、氏名並びに電話番号			
	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	(電話番号 - -)	特別徴収用の 納入書	要 ・ 不要			

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため(月 日申出)		給与または退職手当等の 支払予定年月日	一括徴収した額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 11 月分(12 月 10 日納期限分)で 納入します。
	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため (1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)				
3. 普通徴収の場合に記入してください。					
理由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため				
	2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため				
	死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。				
相続人代表の 住所: 氏名:					

注意 !
一括徴収した税額の納付月を必ず記載してください。
1月以降に退職等があった場合は、原則一括徴収してください。

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1370

◆ 納税義務者の退職等(死亡退職を除く)により特別徴収を行うことができなくなった場合で、その事由の発生が令和6年6月1日から同年12月31日までである場合は、納税義務者の申出(希望)により、未徴収分の月割額を一括徴収することができます。納税義務者の便宜を図る意味合いからも、納税義務者に対し一括徴収を推奨してください。

◆ 当該事由の発生が令和7年1月1日から同年4月30日であるときには、一括徴収すべき特別徴収税額が、支払われる給与又は退職手当等を上回ることのない限り、本人からの申出に基づくことなく、未徴収分の月割額を一括徴収してください。

◆ 退職予定の従業員が国外に転出予定である場合は、一括徴収を推奨してください。

③死亡退職(普通徴収)の記載例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿		(特別徴収義務者)	所在地	〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号										※	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			決定通知書(特別徴収義務者用)に記載された番号 ※市町村によって異なります			
令和 年 月 日提出		氏名	多賀城あやめ株式会社										特別徴収義務者 指定番号	86123456							
		個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	宛 名 番 号	12345678				
														給与所得者の 個人番号				連絡者の係、 氏名並びに 電話番号	総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)		

給 与 所 得 者	フリガナ	タガジョウ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の 徴収方法
	氏 名	多賀城 太郎		284,000	6 10 月分 月分 から まで	165,900	〇〇 年 10 月 17 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (残額を異動者から 全額徴収する) 3. 普通徴収 (残額を異動者本人 が納入する)
	生年月日	S 45 年 1 月 2 日							
	旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。) 多賀城市八幡9丁目1番1号							
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 同上								

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新 し い 勤 務 先	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(月 日納期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ		受給者番号		
	名称又は 個人番号			特別徴収用 の納入書	要 ・ 不要

2. 一括徴収

理 由	1. 異動が12月31日以前で、給与がなかったため	退職手当等の 支払予定年月日	一括徴収した額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(月 日納期限分)で 納入します。
	2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため	年 月 日		

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理 由	1. 異動が12月31日以前で、給与がなかったため	死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。 相続人代表の 住所: 多賀城市八幡9丁目1番1号 氏名: 多賀城 次郎
	2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため	

現年度		新年度		徴収区分	異動事由
入力者	検証者	入力者	検証者		
特 徴 済 開始月		普 徴 済 開始月		年金特微 済 月	

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1370

- ◆ 異動事由の発生した日の属する月の翌月10日までに、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ◆ 未徴収分の月割額については、追って相続人の方(代表者)あてに 納付書を送付しますので、相続人代表者の方が分かる場合は、住所・氏名を記載するようにしてください。

④退職等(普通徴収)の記載例

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿	(特別徴収義務者)	所在地 〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号	氏名 多賀城あやめ株式会社	個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5	※ 特別徴収義務者 指定番号 86123456 宛 名 番 号 12345678 給与所得者の 個人番号 連 絡 者 の 係 氏 名 並 び に 電 話 番 号 総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)
令和 年 月 日提出					

決定通知書(特別徴収義務者用)に記載された番号

※市町村によって異なります

フリガナ 氏 名	タガジョウ タロウ 多賀城 太郎 (新姓)	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 6 10 月分 月分まで	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日 〇〇 年 10 月 17 日	異動の事由 1. 退職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. 会社解散 7. そ の 他	異動後の未徴収税額の 徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (残額を異動者から 全額徴収する) 3. 普通徴収 (残額を異動者本人 が納入する)
生年月日	S 45 年 1 月 2 日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。)	284,000	118,900	165,900			
旧 住 所	多賀城市八幡9丁目1番1号 (給与の支払を受けなかった後の住所)						
現 住 所	同上						

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号
	フリガナ	受 給 者 番 号
	名称又は氏名	連絡者の係、氏名並びに 電 話 番 号 (電話番号)
	個人番号又は法人番号	

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理 由	1. 異動が12月31日以前で、中出があったため(月 日中出) 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため (1月1日以降に退職等があった場合は、本徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)	給与または退職手当等の 支払予定年月日 年 月 日
-----	--	---------------------------------

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理 由	1. 異動が12月31日以前で、中出がなかったため 2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため 死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。 相続人代表の 住所: 氏名:
-----	---

注意 !
納税義務者の便宜を図るため、一括徴収を推奨してください。
なお、1月1日から4月30日の間に退職等をした場合は、必ず一括徴収をしてください。
※退職時に支払われる給与や退職手当等から未徴収税額を引ききれない場合を除きます。

現年度		新年度		徴収区分	異動事由
入力名	検証名	入力名	検証名		
特 徴 徴 収 月 開始月		普 徴 徴 収 月 開始月		年金特徴 徴 収 月	

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1370

◆ 一括徴収や特別徴収を継続する場合を除き、納税義務者が退職、休職、長期欠勤、死亡、会社解散等により特別徴収ができなくなった場合は、未徴収分の月割額は各個人で納める普通徴収に変更していただくことになります。ただし、当該事由(死亡を除く)の発生が令和7年1月1日から同年4月30日であるときは、特別の事由のない限り、本人からの申出に基づくことなく、未徴収分の月割額を一括徴収してください。

◆ 産(育)休で休職する場合は、異動の事由の「3.休職」に丸をしてください。

重要 !

異動届の提出が遅れたり、提出がない場合、従業員の異動後も特別徴収義務が継続されたままになってしまうため、特別徴収税額が未納となり、督促状が送付されることがあります。
また、従業員の方への納付書送付が遅れてしまい、納付時期などに支障が生じる場合があります。異動が生じたら速やかに異動届を提出してください。